

かずさ水道広域連合企業団指名競争入札に係る選定対象業務取扱要領

令和5年5月23日

(趣旨)

第1条 かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団訓令第7号）、かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会運営要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第20号）及びかずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会運営要領の運用基準（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第21号）に基づく指名業者の選定に際し、選定対象とする業務（以下「選定対象業務」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事、建設工事に係る製造の請負及び建設工事に係る実施設計業務委託をいう。
- (2) 物 品 等 物品の購入又は測量、調査等の業務委託及び製造、印刷の請負その他の契約（建設工事等に係る契約を除く。）をいう。

(建設工事等に係る選定対象業務)

第3条 建設工事等に係る選定対象業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) かずさ水道広域連合企業団財務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第4項に定める額を超え、かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会において、指名競争入札によることとされたもの。
- (2) かずさ水道広域連合企業団随意契約に伴う事前公募方式実施要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第17号。以下「事前公募方式実施要領」という。）第10条の規定に該当し、指名競争入札によることとされたもの。

(物品等に係る選定対象業務)

第4条 物品等に係る選定対象業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 財務規程第134条第4項に定める額を超え、1千万円に満たないもの。
- (2) 事前公募方式実施要領第10条の規定に該当し、指名競争入札によることとされたもの。

附 則（令和5年5月23日制定）

この要領は、公布の日から施行する。